

諮問番号：令和3年度 諮問第7号

答申番号：令和3年度 答申第8号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、本件車両（令和3年5月12日付けで処分庁が行った令和3年度分の軽自動車税（種別割）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）において課税客体となった軽自動車をいう。以下同じ。）を令和3年3月末日に他の人に売ったため、税金の支払はできないとして、本件処分の取消しを求めているものと解される。

2 処分庁（札幌市長）の主張

本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び札幌市税条例（昭和25年法律第44号。以下「条例」という。）に基づき適法かつ適正に行われたものであることから、本件請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和2年6月1日、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「連合会」という。）の札幌事務所は、本件車両を取得した請求人から提出された「軽自動車税申告書（報告書）」を受け付けた。

なお、本件車両の主たる定置場として「札幌市〇区〇」と届出があったことから、同事務所で受け付けた当該申告書は、札幌市に回付となった。

イ 令和3年4月16日、請求人から本件車両を譲り受けた者（以下「本件譲受

人」という。)から、居住地の連合会に「軽自動車税(種別割)納付義務発生申告書」が提出され、当該申告書には、取得原因は「売買」、取得年月日は「令和3年4月16日」とそれぞれ記載があった。

ウ 令和3年5月12日、処分庁は、本件処分を行った。

エ 令和3年8月4日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 判断

ア 本件車両については、令和2年6月1日付けで請求人が所有者になった旨の申告があったところ、本件譲受人から令和3年4月16日付けで所有者の変更があった旨の申告がなされたものであり、当該申告の内容から、賦課期日である同月1日時点の本件車両の所有者を請求人とした処分庁の判断は、社会通念に照らしても妥当なものと認められる。

イ 請求人から審査請求があった後も、処分庁において、本件車両の売買に係る当事者に対し確認を行い、この結果、本件譲受人から、令和3年4月13日に本件車両を譲り受けていた旨の申立書と当該申立てを裏付ける証拠物の提供があった事実も勘案すると、本件処分に違法又は不当な点はない。

ウ なお、請求人は、賦課期日現在、本件車両を所有していない旨を主張しているが、当該主張を裏付ける証拠等の提出がないことから、当該主張を採用することは困難である。

2 審理員審理の経過(日付は、令和3年)

9月7日	審査庁(札幌市長)が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
10月7日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
11月18日	審理手続の終結(審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知)
11月25日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過(日付は、令和3年又は令和4年)

12月16日	審査庁が、本審査会に諮問
2月28日	第1回調査審議（令和3年度第7回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

軽自動車税の種別割（法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下同じ。）については、軽自動車等（同条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）の所有者に対して課すこととされており（法第443条第1項及び条例第69条第1項）、その賦課期日は4月1日とされている（法第463条の16及び条例第72条）。

また、種別割の税率については、条例第71条に規定されているほか、条例附則第14条の11においてその特例が規定されている。

そして、種別割の納税義務者は、市町村の条例で定めるところにより、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないとされており（法第463条の19第1項）、札幌市においては、種別割の納税義務者は、軽自動車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）となった日から15日以内に当該申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならないとする（条例第73条第1項）、軽自動車等の所有者等でなくなった者についても、当該軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に当該申告書を市長に提出しなければならないとしている（同条第2項）。

そこで、本件について見ると、本件処分は、条例の規定に基づき本件車両に係る種別割の税額を算定した上で、賦課期日の令和3年4月1日時点の本件車両の所有者が請求人であるとの判断の下に行われたものと認められる。

そして、本件車両について、請求人からは、条例第73条第1項の規定に基づき、令和2年6月1日に本件車両の所有者が請求人になった旨の申告書が提出されている一方、同条第2項の規定に基づく本件車両の所有者が請求人ではなくなった旨の申告書は提出されていないほか、令和3年3月31日までに実質的な所有者が変更されたと判断すべき事情や個別に実態調査をすべきであったという事情も認められない。

また、本件譲受人は令和3年4月16日に本件車両を取得した旨の申告書を居住地の連合会に提出しているところ、本件車両を本件譲受人に売却したのは令和3年3月末日である旨の請求人の主張を受け、処分庁において、本件譲受人及び請求人に確認を行い、本件譲受人からは本件車両を同年4月13日に譲り受けていたとの申立書及

び同日に本件譲受人が札幌市を訪れ、同日中に軽自動車と共に札幌市を離れたことに関する交通機関の利用に係る資料が提出されている一方、請求人からは同年3月末日に請求人が本件車両を本件譲受人に売却したことを裏付ける資料は提出されていない。

したがって、これらの事情を総合的に考慮すると、令和3年3月末日に本件車両を本件譲受人に売却したとする請求人の主張を認めることはできず、同年4月1日時点における本件車両の所有者が請求人であるとして、請求人に対して本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸本太樹
委員	林賢一
委員	片桐由喜